

○島根県警察電話の取扱いに関する訓令

(平成19年7月25日島根県警察訓令第25号)

島根県警察電話の取扱いに関する訓令（平成7年島根県警察訓令第13号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察電話要則（平成14年警察庁訓令第13号）に定めるもののほか、島根県警察における警察電話及び加入電話（以下「警電等」という。）による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第2条 警電等の運営に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

(通話の基本)

第3条 警電等における通話は、警察の責務を遂行するために必要な事項について簡潔に行い、濫用してはならない。

(事故の申告)

第4条 警電等の障害又は通話の異状を認知した者は、所属長を経由して速やかに警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に通報しなければならない。この場合において、当該通報を受理した警務課長は、その内容を中国四国管区警察局島根県情報通信部機動通信課長（以下「機動通信課長」という。）へ通報するものとする。

(部外への通話の発信)

第5条 市内通話及び市外通話並びに携帯電話への発信は、直接、警察電話から行うものとする。

(加入電話からの発信)

第6条 加入電話から直接発信できる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察電話に障害がある場合
- (2) その他やむを得ない理由がある場合

(通信統制官の指定)

第7条 通信統制官は、警察本部にあっては警務課長とし、警察署にあっては当該警察署の副署長、調整官又は次長とする。

(通信統制官の任務)

第8条 通信統制官は、警電等の適正な使用を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 警電等の使用に関する事項の周知及び指導

(2) 第12条の規定により非常措置が講じられた場合における通話の発着信の規制

(3) 国際通話の発信の承認

(交換室)

第9条 交換室とは、電話交換装置及び交換取扱者の総体をいう。

2 交換室は、警察本部及び各警察署並びに電話交換装置のある庁舎に置くものとする。

(交換取扱者の留意事項)

第10条 交換取扱者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 交換取扱いは、正確、迅速、公平かつ親切に行うこと。

(2) 通話を接続するときは、相互に協力して能率的に行うこと。

(3) 交換取扱上必要があるとき以外は、聴話する状態に機器を操作しないこと。

(4) 通信統制官及び機動通信課長と緊密な連絡を保つこと。

(5) 勤務を交代するときは、通話の疎通状況その他特に留意すべき事項を引き継ぐこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この訓令に従い取扱いの適正を図ること。

(国際通話の発信手続)

第11条 国際通話を発信しようとする者は、警察本部勤務員にあつては警察本部交換室へ、警察署勤務員にあつては所属する警察署交換室へ、次に掲げる事項を申し出るものとする。

(1) 発信者の所属、氏名及び電話番号

(2) 着信者の氏名及び電話番号

(3) 通話の用件

2 前項の規定による発信の申出を受けた交換室は、当該申出事項を復唱して誤りのないよう国際通話承認（処理）簿（様式第1号）に記入し、通信統制官の承認を得た上で接続するものとする。ただし、夜間、休日等で緊急を要し、通信統制官の承認が得られない場合は、事後承認を得るものとする。

(非常措置)

第12条 警務課長は、天災、事変その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合には、重要な通信の疎通を確保するため、臨時に警察電話による通信を制限し、又は拡張するなど必要な措置を講ずるものとする。この場合において、警務課長は、機動通信課長と緊密な連携を保つものとする。

(警電等の新設、廃止等の手続)

第13条 所属長は、警電等の新設、廃止、移転等を行う場合は、その14日前ま

でに警電等の新設・廃止・移転等申請書（様式第2号）に必要な見取図を添付し、警務課長を経由して警察本部長に申請しなければならない。

2 警務課長は、警電等新設廃止等処理簿（様式第3号）を備え付け、その処理状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年7月28日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成31年3月20日から施行する。

附 則（平成31年4月12日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式〔略〕